



NO. 178
2011.10.31

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

＝人勸見送り・特例法案優先を閣議決定＝ 『憲法・国公法違反、 最高裁判例無視の暴挙』

災害復旧に奮闘する職員の士気を下げる

政府は、一〇月二八日の閣議で、

①東日本大震災に対処する為、既に提出している「給与臨時特例法案」の早期成立を行う。

②今回の人事院勧告の内容及び趣旨は、「給与臨時特例法案」の内枠である為、人事院勧告を実施する為の新たな法案は提出しない。等を決定しました。

憲法違反

法治国家において、その国の政府が自ら憲法違反・国公法違反・最高裁判例無視を確認するといふ暴挙が行われています。

労働基本権が制約され、その代償措置としての人事院勧告制度が無視されることは、団結権・団体交渉権を保障した憲法二十八条に明確に違反します。

国公法違反

また、国家公務員法第二八条では、国家公務員の勤務条件の決定に関して「情勢適応原則」を定められています。

その趣旨は、あくまで、国家公務員の勤務条件を「社会一般の情勢に適應すること」であり、それは人事院勧告の水準であって、今回の「給与臨時特例法案」はその水準をはるかに超えるものであり、国家公務員法第二八条に違反した法案だといふことは明らかです。

最高裁の判例を無視

「全農林五七年人勸凍結反対闘争事件」の最高裁判

決において、「人事院勧告が将来への明確な展望を欠いたまま相当の期間にわたって完全に実施されないような状況に陥った場合」は、憲法違反となる判断がなされています。

まさに「完全実施されない状況に陥っている」今回の状況は、判例からしても憲法違反であり、この判断を無視したものとさえ言えます。

さらに、政府は連合との合意を盾に「給与臨時特例法案」を閣議決定しましたが、その前提は公務員制度改革関連四法案の同時成立です。

六二五万人に悪影響

歴代政権の政策にもとづく財政悪化の責任を公務員労働者に転嫁する「賃下げ

「人事院勧告及び給与臨時特例法案撤回の要求支持署名」を早急に取りきりましょう！

法案」は、六二五万人労働者に波及して経済をいっそう冷え込ませ、全国で行政を支え奮闘している公務員の士気を下げることにもなっています。

このような政府の暴挙を許さない為、現在各職場で取り組んでいる「二〇一一年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」に圧倒的管理職員の声を集約し、

緊急署名にご協力を！！

- 国土交通省管理職ユニオンは、
- 1, 政府・財界に迎合した政治勧告撤回
 - 2, 2005 給与保障の「経過措置」廃止 反対
 - 3, 定年延長に伴う制度見直しの修正
 - 4, 国家公務員賃金8%カット法案廃止
 - 5, 国土交通省管理職員の5級頭打ち解消
 - 6, 6級・55歳以上職員の1.5%カット回復
 - 7, 退職金削減見直し 反対
- の、緊急要求を掲げ、「2011年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」の署名活動を実施します。
- この緊急要求署名は、秋の通常国会に提出する予定です。
- 対象は専門職以上の職員を対象にしていますが、趣旨に賛同される方は皆さん協力をお願いします。

衆議院・参議院議長に「給与臨時特例法案」の廃案を迫っていきましょう。

なお、定年延長に伴う制度見直しの「意見の申し出」については、凍結ではなく民間における高齢者の動向等も踏まえつつ、国家公務員の雇用と年金の接続に向け、国家公務員制度改革推進本部を中心に関係機関との間で検討を進めていくこととしています。

官房長会見、実施される！

「災害時における業務執行体制等に関する要求支持署名」を提出 ～3,025名の管理職員等の声を聞け～



二〇一一年一〇月二十五日（火）一四時三〇分から三〇分間、官房長会見が実施されました。

この会見には、ユニオンから岡村委員長、上村・安藤・神野副委員長、山本事務局長が出席し、当局側からは、本田官房長、人事課長、調査官、補佐が出席しました。

今回の官房長会見は、三月十一日の東日本大震災を経験する中で、「国民の安全・安心を守る」立場から国土交通省の業務執行体制を見た場合、多くの改善すべき所があり、その内容を「政策委員会」で検討し要求項目をまとめました。その改善要求項目に対して、職場の管理職員からの支持を目に見える「署名」という形で集約し、要求項目の実現を迫るといふ流れの中で実施されました。

会見に当たって、委員長から「地方整備局廃止」「給与削減法案」「業務執行体制」「職場要求」について総括的に質問し、以下のように官房長より回答がありました。

引き続き、適切に説明

地方整備局の果たしている役割については、当局としてこれまで適切に説明してまいりましたが、引き続き機会を捉えて説明していきたいと思えます。地域主権改革は今の内閣の最重要課題の一つであります。

その内閣の一員である国土交通省としても、閣議決定されたアクションプログラムを踏まえながら、しっかりと対応してまいります。

検討結果を踏まえて、適切に対処

給与削減法案等でありますけれども、本年の人事院勧告の取り扱いについては現在、給与関係閣僚会議において検討されているところであり、国土交通省としては、その検討結果を踏まえて適切に対処してまいります。

健康に配慮した職場作りを進める

業務執行体制、あるいは職場の環境の問題でありますけれども、縷々申し上げましたとおり、職員の皆さんが心身共に健康な状態で勤務されるという事は、大変重要なことだと考えております。

管理職員の皆さんの健康管理についても十分留意しながら、業務配分の見直しや事務の簡素合理化等を進め、健康に配慮した職場作りを進めていく必要があると考えております。

処遇改善に引き続き努力を続ける

昇格については、勤務成績等を総合的に判断し、各任命権者が適切に行っているところです。

級別定数については、職員の処遇が全体として良くなるよう、引き続き努力を続けてまいります。

管理職員の管理職特別勤務手当の支給に関わる現場での具体的な運用については、各機関において適切に行われていると考えております。

管理職の超勤手当については、現在の給与、手当、そういった制度全体を踏まえた検討が必要と考えております。

委員長、怒りの締めくくり

「官房長は、作られた回答をそのまま読んで」と
当局の不誠実な態度を批判

◎総務省交渉を実施◎

一〇月二十五日一時より三〇分間、総務省交渉が実施された。

総務省からは、人事・恩給局人事政策課三澤企画第二係長、行政管理局企画調整課田原総務係長他二名が出席しました。

委員長より「職場からの意見を集め、要求項目に対する支持署名を取り組んだ。改善要求には組織と定員要求もあるので、総務省に対して署名を提出する。」総務省より左記の回答がありました。

「東日本大震災直後では、圧倒的に国土交通省の職員が現地に派遣されており、初動の早さは実態調査してきた私は、身をもって理解している。要望については承知している。」

「最近の若い方々は、志を持って各省に入省してきたが、給与削減の話とか、公務員ハッシングなどで展望を持って苦勞している。役所を辞めてしまわないか心配している。」

「定員・組織の作業中で、担当が出られなかったが、お話しの内容は伝えていく。もう一度、話し合っ場を要望されれば検討する。」

